

船橋市業務委託プロポーザル実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市（医療センターを除く。以下同じ。）の発注する業務委託（設計・測量等を除く。以下同じ。）について、価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない契約を結ぶ必要がある場合に、企画力、技術力、専門性、実績等において、当該業務にふさわしい業者をプロポーザル方式により受託候補者として特定するにあたって必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 業務の受託候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募又は指名により選定し、当該業務に係る実施方針、技術提案等に関する提案を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、当該提案の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した受託候補者を特定する方式をいう。
- (2) 公募型プロポーザル方式 前号に規定するプロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、参加資格があると認めた者から提案を受ける方式をいう。
- (3) 指名型プロポーザル方式 第1号に規定するプロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名業者から提案を受ける方式をいう。
- (4) 決裁責任者 船橋市予算会計規則別表第1に掲げる者をいう。ただし、決定区分が課長である場合であっても部長とする。
- (5) 主管部長 当該業務を主管する部長をいう。

(対象)

第3条 プロポーザル方式を採用することができる業務は、次の各号のいずれかに該当する業務とする。

- (1) 価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない契約を結ぶ必要がある業務

- (2) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務
- (3) 本市において発注仕様を定めることが困難等標準的な業務の実施手続が定められていない業務
(実施要領等の作成)

第4条 主管部長は、当該業務についてプロポーザル方式を採用しようとする場合は、実施要領及び評価委員会設置要領を作成するものとする。

2 実施要領で規定する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 業務の目的
- (2) 業務名、業務場所、業務内容、履行期間
- (3) プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由
- (4) プロポーザル方式の方法及び理由（指名型または公募型）
- (5) 事業スケジュール（受託候補者の特定までの事務手順）
- (6) 参加資格要件、応募期間、応募方法等（公募型に限る）
- (7) 提案限度額
- (8) 評価方法及び評価基準（評価項目、点数配分等）
- (9) 提案方法（提案書の作成方法、提案内容、提案書の様式及び部数、提出方法、提出期限、記入上の注意、質疑応答 等）
- (10) 結果通知について
- (11) 結果の公表事項及び方法
- (12) その他必要と認められる事項

3 評価委員会設置要領で規定する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 組織（評価委員、定数）
- (2) 委員長
- (3) 事務局の設置
- (4) 要領の失効に関すること
- (5) その他必要と認められる事項
(事前審査)

第5条 主管部長は、プロポーザル方式を採用しようとする場合は、あらかじめプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）に付議し承認を得なければならない。

2 前項に規定する審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 健康福祉局にあつては健康福祉局長、建設局にあつては建設局長
- (3) 主管部長
- (4) 主管次長
- (5) 主管課長
- (6) その他会長が認める者

3 会長は副市長とし、会務を掌握するとともに審査会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を局長（健康福祉局又は建設局以外の所属にあつては主管部長）が代理する。

5 当該業務の予算額が 5,000 万円以下である場合の審査会は、第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる者をもって組織し、主管部長が主宰することができる。

- (1) 主管部長
- (2) 主管次長
- (3) 主管課長
- (4) その他主管部長が認める者

6 審査会は、次の事項を審査する。

- (1) 第 3 条の規定に該当するか否か
 - (2) プロポーザル方式の方法（指名型または公募型）
 - (3) 評価委員
 - (4) 参加資格（公募型に限る）
 - (5) 指名業者（指名型に限る）
- （プロポーザル方式の採用の決定及び評価委員会の設置）

第 6 条 決裁責任者は、審査会で承認が得られた場合は、当該業務についてプロポーザル方式の採用を決定することができる。

2 決裁責任者は、プロポーザル方式の採用を決定したときは、評価委員会設置要領に基づき評価委員会を設置する。

3 評価委員会は次の事務を行う。

- (1) 評価方法及び評価基準（評価項目、点数配分等）の審査
- (2) 提案の審査及び評価

(3) 結果の公表方法に関すること

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

4 評価委員には、必要により外部委員を選定することができるものとする。

(参加資格要件)

第7条 プロポーザル方式への参加は、業務の内容又は性質により定めるもののほか、次に掲げる参加資格要件を満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)。

(2) 本市において業務委託の競争入札参加資格を有していること。

(3) 次のいずれかの日において、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

ア 公募型プロポーザル方式にあつては、参加申込の旨の書類(以下「参加申込書」という。)の提出期限から受託候補者の特定まで。

イ 指名型プロポーザル方式にあつては、指名通知の日から受託候補者の特定まで。

2 前項第2号の規定は、当該業務において競争入札参加資格を有する者が極端に少ない場合又はいない場合において、競争入札参加資格の有無にかかわらず広く提案を求めるときは、適用しないものとする。

3 前項の規定により競争入札参加資格を有しない者を参加させる場合は、会社の規模、財務状況等について、競争入札有資格者申請と同様の審査を受けるものとする。

(実施の公表)

第8条 決裁責任者は、公募型プロポーザル方式を採用する場合は、必要事項を市ホームページ、その他の方法により公表するものとする。

(参加表明手続)

第9条 公募型プロポーザルにおいて参加を希望する者は、当該公表において指定する日までに参加申込書を提出しなければならない。

(参加資格要件の確認等)

第10条 主管部長は、前条に基づき参加申込書を提出した者（以下「参加申込者」という。）について、第4条及び第7条の規定に基づく参加資格要件を満たす者であるかを確認するものとする。

2 主管部長は、参加申込者が参加資格要件を満たさないことを確認した場合、その者を参加させてはならない。

（参加資格要件確認の通知）

第11条 主管部長は、参加申込者に対し、参加資格の有無を通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、参加資格が認められなかった者に対しては、参加資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

（指名業者の選定）

第12条 決裁責任者は、指名型プロポーザル方式を採用する場合は、指名業者について、審査会の審査を経て、指名業者を選定するものとする。

（指名の通知）

第13条 決裁責任者は、指名業者を選定した場合、当該指名業者に対し、必要事項を通知するものとする。

2 当該業務に関する説明会は原則として開催しないものとする。ただし、業務の性質上説明会を行わないと適切な提案がなされないおそれがある場合には、一堂に会さない方法により行うことができる。

（評価委員会の評価）

第14条 評価委員会は、実施要領に規定された評価基準により評価を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定するものとする。

2 評価委員会は、原則として提案内容の評価にあたっては、提案者からの提案についてヒアリングを行うものとする。

3 各評価委員は、評価基準に基づき、独立して提案者の提案の優劣を判定し、評価委員会は各評価委員の判定に基づく採点の合計点により提案者の中から1位の者を選定するものとし、それ以外の事由を加えて合計点の修正等を行ってはならない。

4 評価委員会は1位の者が決定した場合、速やかに評価結果を決裁責任者へ書面で報告するものとする。

（受託候補者の特定）

第15条 決裁責任者は、評価委員会から報告を受けた場合、評価委員会の採点の集計が適正に行われたことを確認し、受託候補者を特定するものとする。

2 決裁責任者は、受託候補者を特定した時は、速やかに特定されたもの及び特定されなかった者に対し、結果を通知するものとする。

3 前項の通知を行う場合は、特定されなかった者に対し理由を付するものとする。

4 第3項により非特定の通知を受けた者は、書面によりその理由について、説明を求めることができるものとする。

(結果の公表)

第16条 主管部長は、受託候補者が特定した場合には、実施要領の規定に基づき結果を公表するものとする。

(契約課への実施報告)

第17条 プロポーザル方式の採用を決定した時は、公募型にあつては実施の公表までに、指名型にあつては指名の通知までに契約課へ報告するものとする。

2 プロポーザル方式により受託候補者を特定した時は、評価結果を契約課へ報告するものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日以降に実施決裁を行う案件より施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年12月1日以降に実施決裁を行う案件より施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日以降に実施決裁を行う案件より施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。